



将来目標③ 安心・安全なまち

(防災・防犯・都市基盤整備・移住定住)



施策1 災害に強いまちづくり

現状と課題

平成26年(2014年)の長野県神城断層地震のような活断層による地震、平成23年(2011年)の東北地方太平洋沖地震のようなこれまで想定していなかった場所・規模の地震や、将来起こりうるといわれている南海トラフの巨大地震に備え、防災対策の強化を進めなければなりません。近年の地球温暖化により、ゲリラ豪雨といわれる局地的な集中豪雨が各地で発生しており、これに伴う洪水や土砂災害も増えています。また、洪水災害等における危険箇所等も存在しています。町内でも平成18年(2006年)7月に発生した豪雨災害により、かけがえのない人命が失われるなど、大きな災害が発生しています。町民の生命と財産を災害から守るためにも、「洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用して、これらの危険箇所の周知を図る必要があります。

このようななか、沢底区の「農山村を災害から守る会」は、地区内の災害危険箇所を抽出し、区民の安全意識の高揚を図っています。今後、町内全域で同様な取り組みを行い、町民の防災意識の高揚を図ることが必要です。

防災対策の強化が求められるなか、17区での自主防災組織の発足、消防体制の強化、防災施設の整備、公共施設の耐震化等に取り組んできました。また、新型インフルエンザや未知のウイルスによる新たな感染症の発生が危惧されています。国や県、町では様々な感染症の発生に備えて対応マニュアルを策定しています。

今後、さらに防災体制の整備を進め、町民の安全を確保する必要があります。

地域においては、防火水槽や消火栓の整備、機材の計画的な更新、災害時要援護者の防災対策、消防団員及び奉仕団員の確保と組織の充実等を図る必要があります。

また、学校、庁舎の耐震化は完了しました。今後は、災害時の避難施設等の耐震化を進め、地震災害が発生した場合でも町民が安全に避難できる場所の整備を行う必要があります。

大規模災害が発生した際には、早期の救急救命活動が救命率を向上させることから、普通救命手当講習会等を開催しています。今後、救命率の向上のため更なる救急救命体制の推進が必要です。

さらに、保育園や小中学校と連携して命の大切さについて考える機会の提供も必要です。

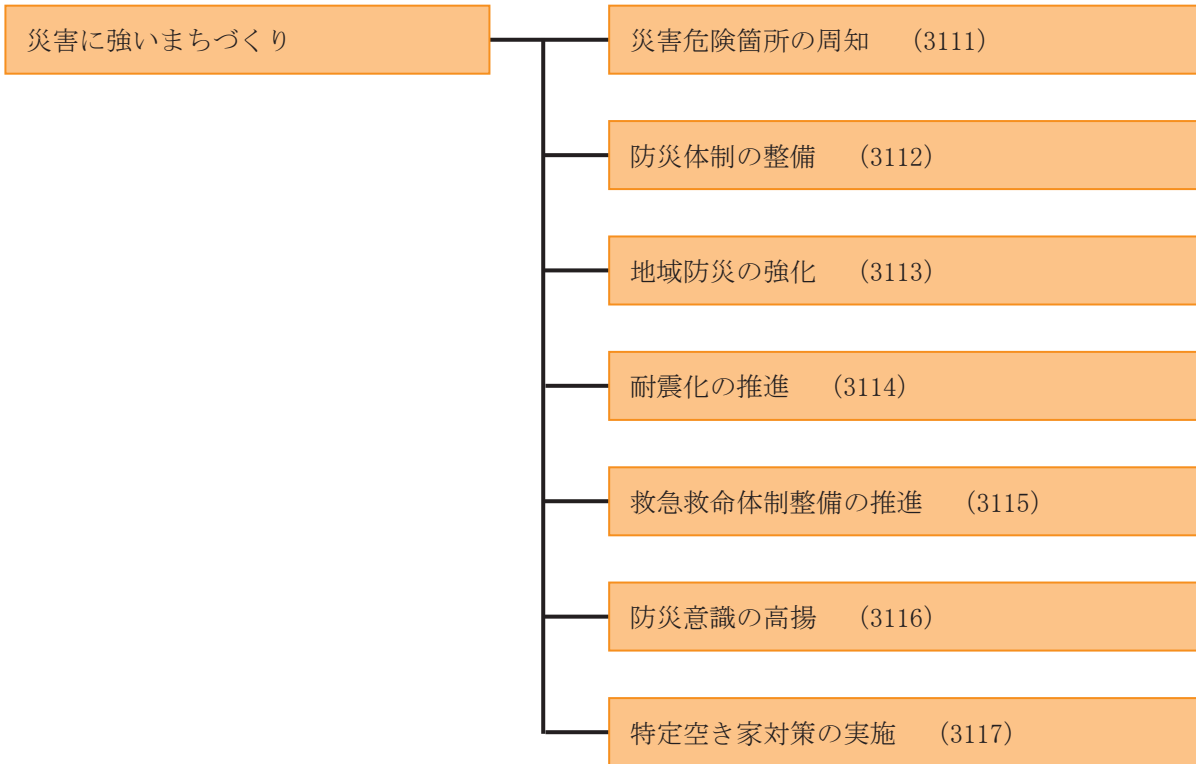
町内には、数は少ないものの特定空き家に該当する空き家が散見されます。特定空き家は、防犯・防災の観点から様々な問題があるため、調査及び対応が求められています。

基本方針

防災体制の整備や地域防災の強化等、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを推進します。



主要施策の体系



主要施策

◆災害危険箇所の周知◆ (3111)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づいた土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域等を掲載した地域防災計画の適正運用により、災害に備えます。
- ・洪水・土砂災害ハザードマップを活用し、災害危険箇所の周知を図るとともに、災害発生が予想されるときに、町民が自らの安全を確保できる体制を整備します。
- ・「農山村を災害から守る会」は、沢底の災害危険箇所のリストアップを行い、また、小野ではレーザー航測データを用いた地形解析や地質踏査の調査を実施し、崩壊危険箇所のマップを作成するなど、今後は住民のニーズに対応した取り組みを行い、防災力の向上に努めます。

◆防災体制の整備◆ (3112) 人口

- ・想定される災害から住民の生命・財産を守るための防災訓練を実施し、予想される災害に備えます。
- ・防災行政無線については、難聴地域の解消を図ります。
- ・速やかな情報収集及び伝達と円滑な防災活動を図るため、告知システム（ほたるねっと）、緊急メールサービス、防災情報ステーション、民間からの気象情報等を有効に活用します。
- ・自主防災組織の活動環境を整備するとともに強化育成を図り、災害や被害を最小限とする組織づくりを推進します。



- ・災害時要配慮者の避難支援プランと災害時住民支え合いマップの更新と活用により、災害時要配慮者対策の拡充を図ります。
- ・土砂災害の恐れのある箇所の防災対策を国や県に働きかけます。
- ・国や県と連携し河川改修事業を実施し、水害から町民の生命と財産を守ります。
- ・新たな感染症が発生した場合には、国や県と連携して拡大を未然に防ぎます。

◆地域防災の強化◆ (3113)

- ・消防水利（消火栓及び防火水槽）の整備・維持管理、消防機材の更新を計画的に実施し、地域防災の強化を図ります。
- ・地域の実情に応じた消防団活動の実施や消防団協力事業所の認定等により消防団が活動しやすい環境づくりを推進します。 **人口**
- ・消防団活動の魅力と誇りを広報し、新たな消防団員の確保を図ります。 **人口**
- ・災害時要配慮者に対する日常の防火防災対策の実施等を行い、安心して安全なまちづくりを推進します。

◆耐震化の推進◆ (3114)

- ・災害時の避難施設等の耐震化を進め、町民の避難場所確保と災害対策拠点の安全性の向上を図ります。
- ・希望する町民の住宅に対し、耐震診断、耐震補強工事の補助を実施し、安心して安全な住環境の創出を図ります。

◆救急救命体制整備の推進◆ (3115)

- ・AED（自動体外式除細動器）の使用も含めた応急手当の普及啓発、救急救命講習等の実施、救急救命普及員の増員等を図り、救急に対する意識の高揚と救命率向上に努めます。

◆防災意識の高揚◆ (3116)

- ・保育園、小中学校と連携した講習会等を実施し、幼少期から命の大切さについて考える機会を提供します。

◆特定空き家対策の実施◆ (3117) **人口**

- ・空き家が増加しているなかで、適正な管理が行われていない空き家の持ち主に、適正な管理を促し、必要に応じて助言・指導及び措置を行うために、各区からの情報提供によるデータベース等の整備と、空家等対策計画の策定を行います。
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家には様々な法令が関わっていることから、関係機関と情報共有、連携を取りながら空き家対策を進めます。



まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
公共施設（避難施設）の耐震化率	%	83	100
救命救急講習会への参加人数	人	1,708	2,000
消防団員数	人	496	496
住宅火災報知器設置率	%	73.4	100
空き家データベース整備地区数	地区	0	17

重点的な取り組み

- ・洪水・土砂災害ハザードマップの更新
- ・防災訓練の訓練内容の検討と町民の積極的な参加
- ・自主防災組織連絡会の開催
- ・災害時住民支え合いマップの地域による定期的な更新 人口
- ・国・県との災害危険箇所の合同パトロールの実施
- ・空き家データベース整備と空家等対策計画の策定
- ・ウェザーニュースの活用
- ・告知システム（ほたるねっと）、緊急メールサービス、防災情報ステーションの活用
- ・辰野町強靱化計画の策定の検討

【担当課：総務課・保健福祉課・建設水道課・教育委員会こども課・辰野消防署】



消防団「まとい」受賞



施策2 安全な暮らしの創出

現状と課題

消費者を取り巻く環境については、流通システムの変化や情報化の急速な進展により、様々な商取引の形態が出現し、大きく変化するなかで、訪問販売や通信販売等のトラブルも増加しています。さらに、特殊詐欺等新たな手口による犯罪も発生しており、特に高齢者が被害に遭う場合が多くなっています。

今後、消費者が正しい理解と選択のなかで、安全で適切なサービスの選択ができるための活動、支援が求められています。

近年、高齢者に関する交通事故が増えています。地域の実情にあった交通安全施設の整備や児童、生徒、高齢者を対象とした交通安全講習会の開催等、交通安全対策の推進により交通事故を未然に防ぐことが必要です。

防犯協会の構成団体を中心に防犯対策事業を実施してきました。今後も、地域防犯組織との協働により刑法犯の発生件数を減少させることが求められています。

基本方針

消費者トラブルへの対応、交通安全対策、防犯等により、安全な暮らしを創出します。

主要施策の体系

安全な暮らしの創出

消費者保護の推進 (3121)

交通安全の推進 (3122)

防犯体制の整備 (3123)



主要施策

◆消費者保護の推進◆ (3121)

- ・消費生活センターや警察等との連携を密にし、被害相談の提供や対応を行います。
- ・特殊詐欺等新たな手口による犯罪等の情報を提供し、被害を未然に防ぎます。
- ・成年後見制度の普及、啓発、支援を行い、高齢者の被害を防止します。

◆交通安全の推進◆ (3122)

- ・地域要望で緊急性の高いものから防護柵、標識、反射鏡等の交通安全設備の設置及び修繕を行い、道路交通の安全性の向上を図ります。
- ・児童の登下校時間に合わせた街頭指導、子ども交通安全教室を実施し、子どもの交通安全対策を推進します。
- ・高齢者を対象とした交通安全講習会や啓発活動を実施し、交通事故の防止を図ります。
- ・街頭啓発や巡回車、広報たつの、ほたるチャンネル等による啓発活動を実施し、交通安全に対する意識の向上を図ります。
- ・交通安全協会をはじめとする各種組織・団体や地域との連携により、交通安全指導を強化します。
- ・辰野町通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の交通安全対策を推進します。

◆防犯体制の整備◆ (3123)

- ・地域防犯組織による防犯パトロール等を充実し、刑法犯発生件数を減少させます。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
交通事故件数	件/年	38	30
シートベルト着用率	%	99	100

重点的な取り組み

- ・振り込め詐欺等の特殊詐欺被害防止のための情報提供及び関係機関との連携
- ・交通安全設備の設置及び更新
- ・辰野町通学路交通安全プログラムの推進
- ・交通安全指導の強化

【担当課：総務課・住民税務課・保健福祉課】



施策1 計画的な土地利用の推進

現状と課題

平成22年度(2010年度)に国土利用計画(第二次辰野町計画)を策定しました。この国土利用計画(第二次辰野町計画)に基づいた計画的な土地利用を推進し、町土の均衡ある発展を図る必要があります。

都市基盤の整備を中心としたまちづくりについては、平成13年度(2001年度)に都市計画マスタープランを策定し、平成24年度(2013年度)には辰野駅前土地区画整理事業の廃止に伴う一部修正を行い、計画的に推進しています。辰野駅前地区については、駅前地区の実情に応じた計画の策定が求められています。

地籍調査は、現在まで事業計画面積(22.14km²)の調査が終了しています。今後は、早期に法務局への登記を完了する必要があります。

基本方針

町民の生活や生産の基盤である町土を、長期的な視野に立って、安全で快適な生活環境の確保と産業の発展を図るとともに、自然環境と調和のとれた土地利用を進めます。

主要施策の体系

計画的な土地利用の推進

国土利用計画に基づいた土地利用の推進 (3211)

都市計画事業の推進 (3212)

地籍の適正管理 (3213)



主要施策

◆国土利用計画に基づいた土地利用の推進◆ (3211)

- ・国土利用計画（第二次辰野町計画）に基づき、総合的かつ計画的な土地利用を推進し、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ります。

◆都市計画事業の推進◆ (3212)

- ・都市計画マスタープランの見直しを行い、快適な都市の形成を目指します。
- ・辰野駅前地区の地区整備計画策定について検討します。

◆地籍の適正管理◆ (3213)

- ・土地一筆ごとの地籍調査結果の登記事務を進め、災害復旧、公共事業や土地取引の円滑化、課税の適正化、隣地との境界トラブルの防止を図ります。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
都市公園整備率	m ² /人	21.67	27.00
農地面積	ha	976	950

重点的な取り組み

- ・都市計画マスタープランの改定
- ・地籍調査終了地区の登記事務の早期終了
- ・辰野駅前地区の地区整備計画の策定

【担当課：まちづくり政策課・産業振興課・建設水道課】



春の荒神山公園



施策2 景観の保全と創出の推進

現状と課題

国では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進することを目的として、平成16年(2004年)に景観法が施行されました。これに伴い長野県では平成18年(2006年)4月に長野県景観条例等を改正し、あわせて長野県景観育成計画を作成しました。

これらの条例等は町民に十分に周知されているとはいえ、町の良好な景観の保全、景観育成住民協定等の制度について、積極的に広報を行い町民の景観に関する取り組みを促進する必要があります。

町の景観育成への取り組みは、平成17年(2005年)に上平出地区のほたるの里景観育成住民協定が知事の認定を受けました。

景観育成住民協定は、地域住民が建物の色彩や形態等の外観や緑化等景観づくりのためのルールを決め、みんなでそれを守っていくために、一定の広さの土地や沿道を対象として締結する協定で、市町村の推薦を受け、長野県景観条例に基づき知事が認定するものです。

良好な景観を保全・育成するために、地域の特性に即した景観施策を計画的に進めていくことが必要になっています。

基本方針

地域ぐるみによる景観の保全と育成を進め、個性ある景観を次世代に継承します。

主要施策の体系

景観の保全と創出の推進

景観条例等の周知 (3221)

景観育成活動の促進 (3222)

景観行政団体への取り組み (3223)



主要施策

- ◆景観条例等の周知◆ (3221) 人口
 - ・長野県景観条例や長野県屋外広告物条例の周知を図り、良好な景観の維持・創出に努めます。
- ◆景観育成活動の促進◆ (3222) 人口
 - ・景観フォーラム及び道路整備にあわせ、地域への情報提供及び説明会を開催し、景観育成住民協定の指定、拡大を促します。
- ◆景観行政団体への取り組み◆ (3223) 人口
 - ・景観行政団体への移行について検討します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
景観育成活動支援回数	回/年	3	3

【担当課：建設水道課】



景観講演の様子



施策3 計画的な交通対策の推進

現状と課題

町内の道路は、国・県道を中心に朝夕の通勤時間帯の交通渋滞が激しい箇所があり、交通渋滞の解消と円滑な交通が求められています。

また、国・県道等では狭隘な道路が、町道では適正な維持管理が必要な道路があり、円滑で利用しやすい道路交通の確保が求められています。

さらに、国・県道をはじめ、町道でも歩道が設置されていない区間が多くあり、歩行者が交通事故の危険にさらされているため、道路改良にあわせた歩道の設置が望まれています。

町では、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、厳しい財政状況のなか、橋梁の計画的な維持管理を行い、長寿命化を図っています。今後も、計画を推進する必要があります。

都市計画道路は、長期未整備路線が多いため、辰野駅前広場を含む、都市計画道路辰野宮木線、新町宮所線、新町赤羽線をはじめとする整備計画全体の見直しと整備が必要です。これらを含め、町の道路網の将来像について検討する必要があります。

町営バスは川島線、飯沼線を運行していますが、利用者の減少により厳しい経営を強いられています。また、平成25年(2013年)から、乗合タクシーを運行しています。今後、辰野町地域公共交通計画に基づき、交通弱者の生活交通を確保する必要があります。

基本方針

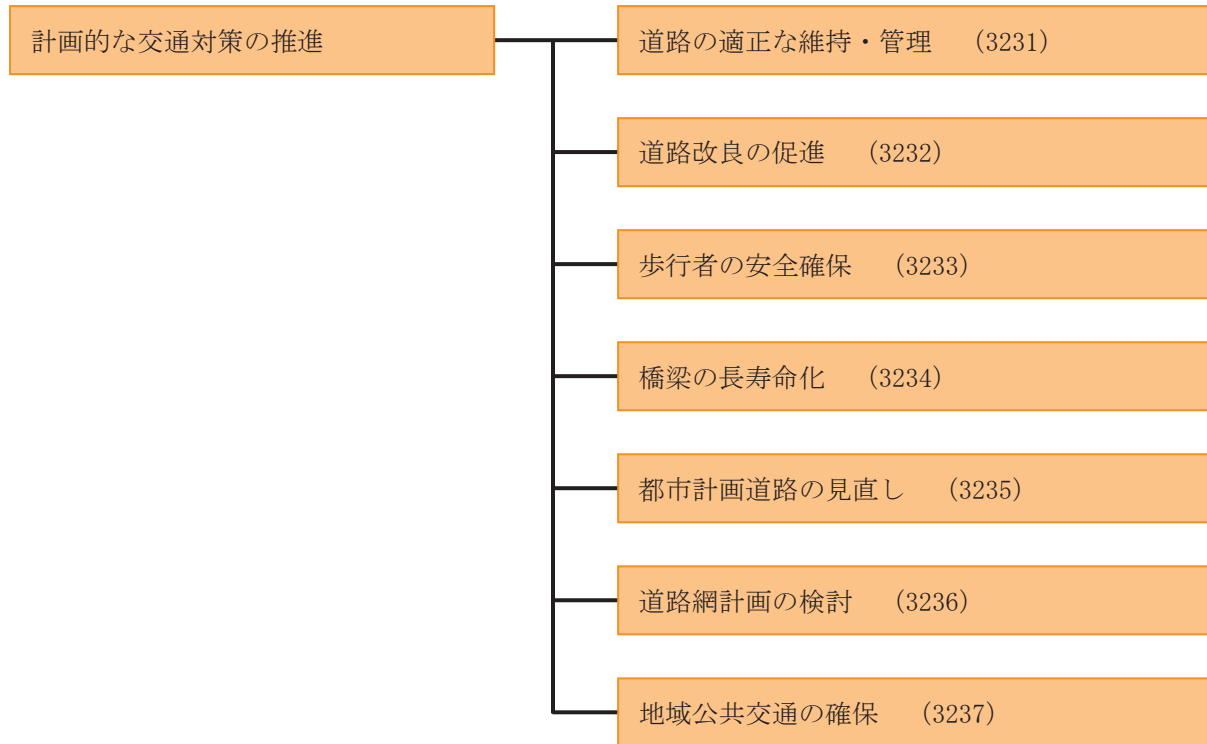
道路の整備や維持、歩行者の安全性及び公共交通の利便性の向上等により、快適で安全な交通環境を創出します。



町道 2157 号線



主要施策の体系



主要施策

◆道路の適正な維持・管理◆ (3231) 道路

- ・道路の適正な維持管理を行い、安全な交通を確保します。
- ・地域の要望及び道路パトロールを行い、道路維持・補修を行います。
- ・降雪や路面凍結状態における、通勤通学時の幹線道路や急勾配道路の交通確保を行います。
- ・道路や歩道の除雪のため、区で購入し管理する除雪機等について、購入補助を行います。

◆道路改良の促進◆ (3232) 道路

- ・羽北道路網計画に基づいた県道与地辰野線（春日街道先線）等の道路改良を行い、交通渋滞の解消を目指します。
- ・国・県道の道路改良事業について地域の合意形成を行い、整備を促進します。

◆歩行者の安全確保◆ (3233)

- ・国・県道や町道の歩道設置事業に取り組み、歩行者の安全確保を図ります。

◆橋梁の長寿命化◆ (3234)

- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に維持管理を行い、安全な交通環境の維持に努めます。

◆都市計画道路の見直し◆ (3235)

- ・実現性や安全性の高い道路を目指し、都市計画道路のルートや幅員構成等の見直しを行います。



◆道路網計画の検討◆ (3236)

- ・道路網検討委員会を組織し、町全体の道路網についての将来像を作成します。

◆地域公共交通の確保◆ (3237) 人口

- ・地域公共交通計画（町営バス川島線、飯沼線、乗合タクシーの運行）に基づき、交通弱者の利便の向上を目指します。
- ・JR辰野線、JR飯田線の利用促進を検討します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
町道の改良率	%	40.7	42.0
橋梁改良数	箇所	0	8

重点的な取り組み

- ・国道 153 号宮所地区・小野地区、県道 14 号線（下諏訪辰野線）平出上町、県道 19 号線（伊那辰野停車場線）樋口地区等の道路改良事業における地域の合意形成と、整備の促進 道路
- ・県道 14 号線（下諏訪辰野線）平出上町、県道 19 号線（伊那辰野停車場線）樋口、県道 50 号線（諏訪辰野線）平出上町及び町道 2 号線（新樋線）の歩道設置事業による、歩行者の安全確保 道路
- ・生活に密着した生活道路の舗装・改良を重点的、集中的に実施 道路
- ・町営バス、乗合タクシーの時刻表、運行経路について利用者の利便性向上のための検討

【担当課：まちづくり政策課・建設水道課】



羽場線交差点



施策4 上水道事業の推進

現状と課題

辰野町の上水道事業は、辰野町の経営する辰野町上水道と、地元の水道組合が中心になって管理する簡易水道等の小規模水道があります。

上水道は、平成27年（2015年）3月現在7,875世帯に給水しています。

上水道本管は、下水道管の布設にあわせて老朽管の布設替を実施しましたが、有収率の改善状況が思わしくないため、漏水調査等の対策が必要です。

水道水については、安定供給とともに、安全な水を供給することが最重要課題で、上水道、簡易水道ともに適正な維持管理と定期的な水質検査を行い、水質維持に努めています。

今後、新たな水源確保、水源の統合、新たな宅地化地域への給水の検討等、水の需要増大に対応できる安全で安定した水道水の供給が求められています。

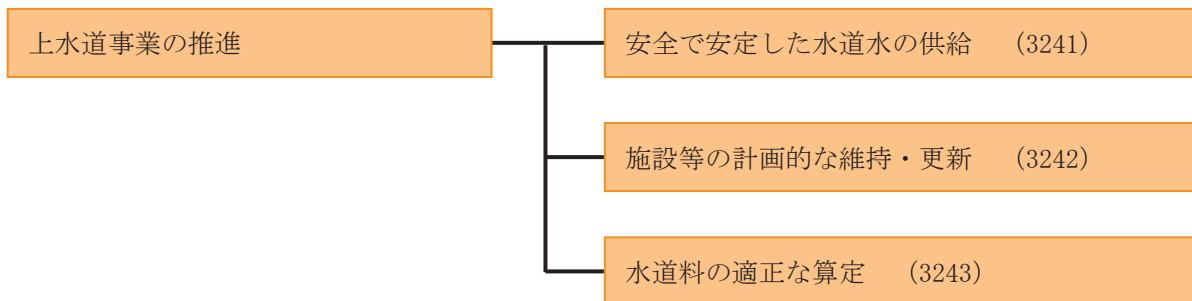
また、湯舟配水池の耐震化工事は完了しましたが、上水道施設や上水道本管には地震に対応できる耐震化が済んでいない箇所も多く残されています。災害発生時にも安定した水道水を供給するために、今後は重点的に、拠点となる上水道施設及び重要な上水道本管について、計画的に更新・修繕を行う必要があります。さらに、それぞれの上水道施設は無人で運転しているため、監視警報システムの整備、強化等を行って、緊急時には迅速に対応できる体制の強化が求められています。

今後も、計量法に基づき水道メーターを計画的に更新し、適正な水道料の算定を行っていきます。

基本方針

新たな水源の確保や上水道網の再編・整備を進め、安全な水道水を安定供給します。

主要施策の体系



主要施策

◆安全で安定した水道水の供給◆ (3241) 人口

・新たな水源の調査や検討、上水道施設の適正な管理を行い、安定した水道水の供給を図ります。



- ・水道法に基づく原水や浄水の水質検査計画の策定及び水質検査結果をホームページで公表し、市民が安心して水道水を利用できる環境を提供し続けます。
- ・有収率向上のために漏水調査、修理を行い、経営の効率化と安定した水道水の供給を図ります。

◆施設等の計画的な維持・更新◆ (3242) **人口**

- ・上水道施設及び上水道本管の更新や耐震化を進め、安定した水道水の供給を図ります。
- ・基幹となる浄水場や配水池の改修や耐震化を進め、地震発生時にも水道水を供給できる緊急給水拠点施設として整備します。
- ・水道ビジョンに示す将来の上水道事業一本化に向け、施策の研究などを小規模水道と共同で進めるとともに、簡易水道補助金の活用を促して簡易水道施設整備を進め、小規模水道の安定供給を図ります。
- ・施設の計画的修繕と、監視警報システムの整備、強化等維持管理に必要な対策を行い、故障や断水事故に迅速に対応します。

◆水道料の適正な算定◆ (3243)

- ・計量法に基づき、計画的に水道メーターの取替を実施することで、正確な使用水量を把握し、適正な水道料の算定を行います。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
上水道有収率	%	74.7	82.0

重点的な取り組み

- ・有収率向上のための、漏水調査の計画的な実施と漏水発生箇所の修理
- ・安定した水道水の供給のため、平成 29 年度 (2017 年度) までに藤沢水源整備工事を実施
- ・平成 27 年度 (2015 年度) 策定 (予定) 管路耐震化増径計画に基づいた、事業費の平準化を図るための計画的な上水道本管の耐震化 **人口**
- ・上水道事業の一本化に向け、他自治体の情報を得て、小規模水道との意見調整会議を行いながらの施策の研究、検討 **人口**
- ・小規模水道の安定供給のための、簡易水道補助金を活用した施設の改修 **人口**
- ・適正な設備の維持管理のための、電気計装設備、精密水質計器、ポンプ設備の保守点検業務委託
- ・安心・安全な水道水の安定供給のための、駒沢浄水場改修工事の実施、井出の清水配水池耐震化工事の計画 **人口**

【担当課：建設水道課】



施策5 下水道事業の推進

現状と課題

下水道エリアマップに基づき、町内全域において公共下水道等の下水道整備を進めるとともに、水洗化を促進してきました。

平成26年（2014年）3月現在の下水道普及率は、99.3%（農業集落排水事業及び浄化槽を含む）に達し、事業認可区域の整備が計画どおりに進捗しました。

公共下水道区域や農業集落排水事業対象区域以外の地域での浄化槽の設置が進んでいますが、さらに、住環境や河川環境の向上を図るための事業の推進が必要です。

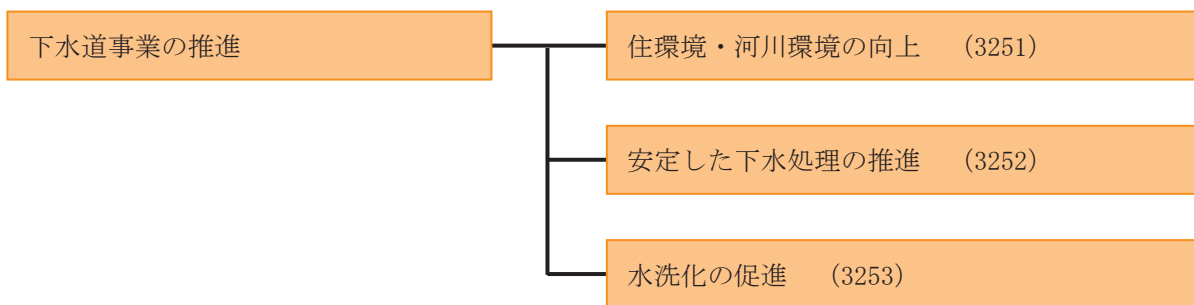
下水処理施設の管理にあたっては、下水処理施設長寿命化計画に基づく設備や機器の更新が必要です。また、効率的な農業集落排水処理を目指して、下水道処理区域との統合を検討するなど、安定した下水処理の推進が必要です。

公共下水道の整備、農業集落排水事業は計画していた地区の施設整備が完了しました。今後は、計画区域内の町民へ下水道等への接続を促し、快適な住環境の創出を推進する必要があります。

基本方針

計画的な下水道施設の整備・更新と水洗化を推進し、快適な住環境を創出します。

主要施策の体系



主要施策

◆住環境・河川環境の向上◆ (3251)

- ・公共下水道・特定環境保全公共下水道において定期的な事業認可計画の見直しを行い、生活排水施設による住環境の向上を図ります。
- ・公共下水道、農業集落排水事業の対象区域以外の地域では、浄化槽の設置を推進し生活環境と河川環境の向上を図ります。
- ・公共下水道、特定環境保全公共下水道事業の処理場で適正な下水処理を行うため、事業所の立ち



入り検査を継続して実施します。

◆安定した下水処理の推進◆ (3252) **人口**

- ・下水道処理施設長寿命化計画に基づき、設備や機器等の更新を行い、適切な日常維持管理により安定した下水処理を行います。
- ・特定環境保全公共下水道処理施設において、汚泥処理施設を新設し、安定した下水汚泥の処理を図ります。
- ・辰野町下水道総合地震対策計画に基づき、公共下水道、特定環境保全公共下水道の処理場及び重要管路の耐震化を推進します。
- ・下水道・浄化槽の正しい使い方の啓発活動を行います。
- ・効率的な農業集落排水処理を実現するため、下水道処理区域への統合を検討します。

◆水洗化の促進◆ (3253)

- ・下水道処理区域では、下水道への接続を促し、快適な住環境の創出を推進します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
下水道普及率	%	99.3	99.8
水洗化率	%	93.5	95.6
公共下水道の重要管路の耐震化率	%	—	100

重点的な取り組み

- ・「水資源・資源循環のみち 2010 構想」(平成 27 年度 (2015 年度) 見直し) に基づいた、生活排水施設による住環境の向上
- ・辰野水処理センターは平成 26 年度 (2014 年度) から、小野水処理センターは平成 29 年度 (2017 年度) から長寿命化計画に基づいた改築・更新工事の着手
- ・小野水処理センターにおける、平成 29 年度 (2017 年度) 末の供用開始を目指した定置式脱水機の新設工事の着手
- ・公共下水道の重要管路は平成 27 年度 (2015 年度) から、辰野水処理センターは平成 28 年度 (2016 年度) から、総合地震対策計画に基づいた耐震化工事の着手
- ・異物流入が確認された場合の速やかな対応と該当地区への防止啓発
- ・辰野北部地区、沢底地区農業集落排水事業の公共下水道への統合の検討

【担当課：建設水道課】



施策1 移住・定住の促進

現状と課題

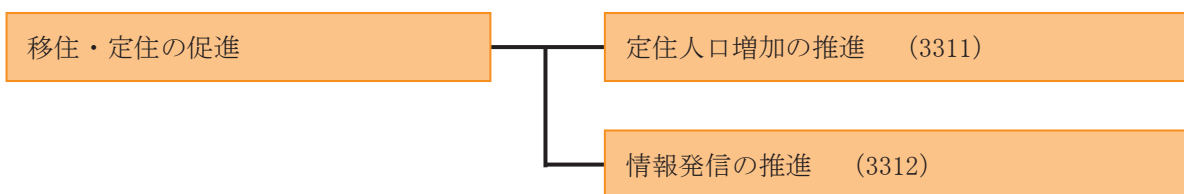
町内の人口は、昭和60年（1985年）をピークに減少に転じ、今後もその傾向は続くとして推計されています。今後、U・I・Jターンの促進などによる、定住人口の増加が求められています。そのため、移住者の生活の基礎を築くための取り組みが必要です。

また、定住人口を増加させるためには、様々な機会を通じて、辰野町の魅力や、移住・定住に関する情報を発信していくことが必要です。

基本方針

辰野町の移住・定住に関する情報の発信と受け入れ態勢の充実により、U・I・Jターンを促進します。

主要施策の体系



主要施策

◆定住人口増加の推進◆ (3311) 人口

- ・辰野町へのU・I・Jターンを促進し、移住者の生活の基礎を築くために、辰野町移住定住促進協議会や地域おこし協力隊制度、集落支援員制度などとの連携による定住促進に取り組みます。

◆情報発信の推進◆ (3312) 人口

- ・町のホームページを活用して、移住・定住に関する詳細な情報を発信し、移住希望者を辰野町に誘導します。
- ・移住・交流推進機構（JOIN）及び田舎暮らし「楽園信州」推進協議会と連携し、ホームページやパンフレット等を活用して移住や地域イベント等の情報を積極的に発信します。



まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
移住の検討に着手した世帯数 (5 年間)	世帯	3 (H27)	20
移住・定住促進イベントへの年間参加回数	回	6 (H27)	10

重点的な取り組み

- ・辰野町移住定住促進協議会における会員同士の連携強化と、積極的な施策の提言
- ・田舎暮らしセミナーへの積極的参加
- ・田舎暮らし体験プログラムの充実と、交流人口の増加の促進 **人口**
- ・地域おこし協力隊の継続的招致と有効活用
- ・集落支援員制度の導入
- ・空き家バンク登録物件数の増加と利用推進 **人口**
- ・空き家バンクを利用した改修等への補助制度の促進 **人口**
- ・専用ホームページ「たつの暮らし」の充実と県「楽園信州」ホームページなどとのリンクの強化 **人口**

【担当課：産業振興課】



移住定住シンポジウム



施策2 快適な居住環境の形成

現状と課題

いつまでも辰野町に居住していただくためには快適な居住環境の形成が欠かせません。居住環境形成のため住宅改修時の支援を行うとともに、危険な家屋の解体を促進する必要があります。

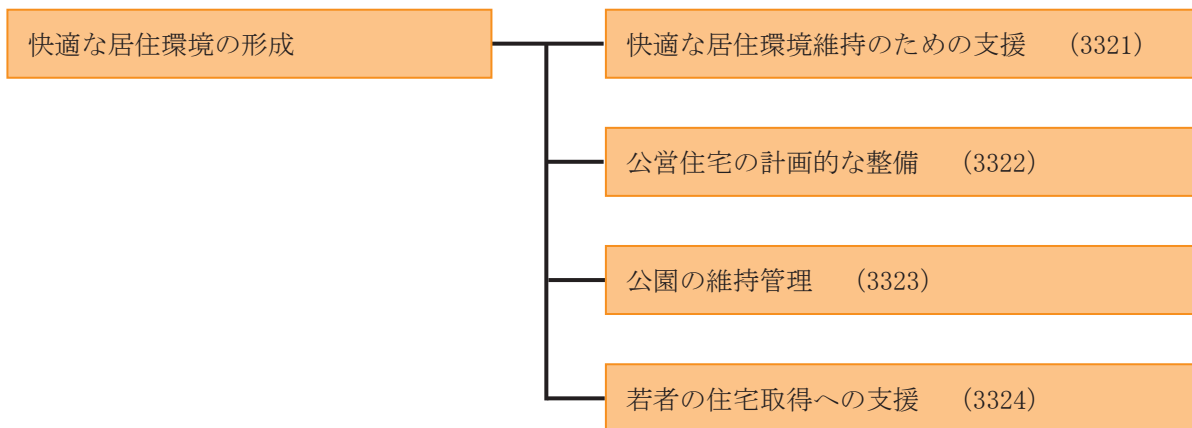
現在、町内には12箇所の公営住宅がありますが、なかには老朽化が進行している建物があり、居住者の高齢化も進んでいることから、公営住宅長寿命化計画に基づき、管理改善を図る必要があります。また、改善に際しては、高齢者や障がい者（児）へ配慮した施設とすることが求められています。

町内に13箇所ある都市公園のうち10箇所は地元区が管理し、遊具等の補修は町が行う等協働により安全で快適な公園の維持に努めています。今後も、指定管理者制度、協働活動により安全で快適な公園環境を維持する必要があります。

基本方針

住宅改修の補助や計画的な公営住宅の整備や公園の維持管理の徹底等により、快適な居住環境を形成します。

主要施策の体系





主要施策

- ◆快適な居住環境維持のための支援◆ (3321) 人口
 - ・住宅の改修におけるリフォーム補助金の活用を促進します。
 - ・倒壊のおそれのある危険な空き家の解体補助を行います。
- ◆公営住宅の計画的な整備◆ (3322)
 - ・公営住宅長寿命化計画に基づいた管理改善を推進し、良好な居住環境の維持に努めます。
- ◆公園の維持管理◆ (3323) 人口
 - ・指定管理者制度、協働活動による公園の管理を行い、安全で快適な公園を維持します。
 - ・公園利用者の安心・安全の確保と、公園施設の適正な管理のために、公園施設長寿命化計画に基づいた施設の更新や整備を行います。
- ◆若者の住宅取得への支援◆ (3324) 人口
 - ・若者の住宅取得に対する補助を行います。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
公営住宅長寿命化計画に基づく改善戸数	戸	0	26

重点的な取り組み

- ・リフォーム補助金の継続
- ・倒壊のおそれのある危険な家屋への解体補助 人口
- ・子育て世代の住宅取得支援 人口

【担当課：総務課・建設水道課】



荒神山公園遊具



施策3 環境保全の推進

現状と課題

町民の健全な生活を維持するためには、公害の発生を未然に防止する必要があります。町では、主要道路の騒音の測定、主要河川での水質調査、主要地点での地下水水質検査を定期的に行っており、今後も継続する必要があります。

公害苦情が寄せられた場合には、県等の関係機関と連携して改善指導を行い、早期に解決することが望まれています。

学校教育、企業等における環境学習や、^{ごみゼロ運動}530運動等町民主体の環境美化の活動が広がりをみせていますが、今後一層の普及が必要です。

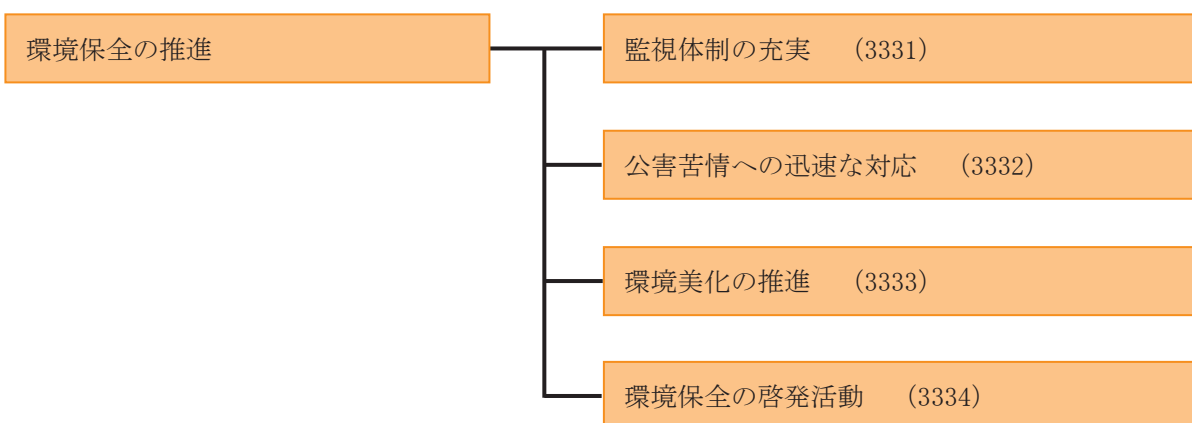
不法投棄の早期発見のため、不法投棄監視員を任命し、月2回の監視を依頼しています。しかし、林道脇や河川沿い等への不法投棄は増加する傾向にあります。今後も、発見が遅れる林道や河川等、人目につかない箇所における不法投棄の早期発見に努める必要があります。

さらに、住環境を保全するための啓発活動を積極的に展開し、町民の意識を向上させる必要があります。

基本方針

迅速で適切な対応と日常監視による公害防止に努め、不法投棄のパトロールや環境美化の推進により良好な住環境を維持します。

主要施策の体系





主要施策

◆監視体制の充実◆ (3331)

- ・騒音の定点測定調査や監視活動等により、公害の無い快適な生活環境の保全に努めます。

◆公害苦情への迅速な対応◆ (3332)

- ・公害は大小に関わらず未然に防止することが基本であり、地元区等関係機関との連携により、迅速・適切に対応し、住環境の回復を図ります。

◆環境美化の推進◆ (3333)

- ・地域住民による監視や定期パトロール、意識啓発等により、きれいなまちづくりを推進します。
- ・ごみせろうんどう530運動を推進し、きれいな住みやすい環境づくりを維持します。

◆環境保全の啓発活動◆ (3334)

- ・児童・生徒が、環境ポスターや標語等の作成や環境学習に取り組む機会を提供し、環境問題への意識向上を図ります。
- ・公民館活動や職場、地域、学校等において環境や分別に関する出前講座等を実施し、地域住民の環境への意識向上を促します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
環境基準・要請限度を超えた件数	件	15	5
環境関連出前講座の実施回数	回/5年	10	27
公害苦情件数	件/年	13	7

重点的な取り組み

- ・騒音調査、河川水質調査、井戸の水質検査の実施
- ・衛生自治会と協力し、広報たつの、町ホームページを通じての環境美化や不法投棄防止の広報、啓発
- ・ごみせろうんどう530運動の実施

【担当課：住民税務課】



施策1 情報通信基盤の活用による行政サービスの充実

現状と課題

町では、情報通信技術（ICT）を活用して、いつでも、どこでも、誰もが、必要なサービスの利用や、情報を入手できる社会の実現を目指し、地域と行政の情報化を進めてきました。

ホームページや電子メールによる情報提供や電子申請等の電子行政サービスの充実に取り組み、基幹業務は、上伊那広域連合を構成する8市町村で共同電算処理を行い、効率化を図るとともに、自動交付機やコンビニエンスストアでの交付等による住民票等証明書の広域交付サービス等にも取り組んできました。さらに平成28年（2016年）1月からはマイナンバー制度が始まり社会保障、税、災害対策等の分野で活用されはじめました。

一方で、平成13年度（2001年度）に整備した町光ファイバ通信網により公民館等の公共施設に提供しているインターネットサービスは、地域で、十分に活用されていない状況です。また、スマートフォンのような手のひらに乗るモバイル端末が普及し、サービスの利用方法や形態も変化しています。さらに情報化の急速な進展により利便性が高まる反面、個人情報情報の漏洩、情報システムやネットワークの故障・停止による業務やサービスの停滞等、安全性、安定性の不安もより一層高まっています。

今後も、国の方針や技術面、社会面の動向を踏まえながら、さらなる電子行政サービスの拡充を図るとともに、セキュリティ対策を充実させ、いつでも安心して利用できる行政サービスを整えることが求められています。

基本方針

情報通信基盤の有効活用、情報化とセキュリティ対策の推進により便利で安心な電子自治体を構築します。

主要施策の体系

情報通信基盤の活用による行政サービスの充実

地域情報化の推進 (3411)

情報化推進の基盤づくり (3412)

電子行政サービスの拡充 (3413)

情報セキュリティ対策の推進 (3414)



主要施策

◆地域情報化の推進◆ (3411)

- ・地域情報化計画に基づき、地域や行政の情報化を計画的に進めます。

◆情報化推進の基盤づくり◆ (3412)

- ・町光ファイバ通信網等を活用した情報化により、地域や学校、企業活動を活性化します。
- ・無線W i F i 環境を活用した地域情報化を推進します。

◆電子行政サービスの拡充◆ (3413)

- ・町民視点に立った電子行政サービスの拡充で、ユビキタス社会を構築します。
- ・情報システムと業務の最適化により、業務の効率化、迅速化を図ります。
- ・マイナンバー制度についての周知、広報を行い、安心・安全な運用を図ります。

◆情報セキュリティ対策の推進◆ (3414)

- ・セキュリティ対策の推進により、個人情報の保護に配慮し、安心・安全に利用できる電子行政サービスを実現します。

まちづくりの指標

指標	単位	現状 (H26 年度)	目標値 (H32 年度)
電子申請利用率	%	17	36

重点的な取り組み

- ・地域情報化計画に基づく事業の推進
- ・無線W i F i の整備
- ・マイナンバー制度の安心・安全な運用
- ・標的型サイバー攻撃に対するセキュリティ強化

【担当課：まちづくり政策課】